担保権及びそれに伴う更生債権一覧表」の「確定した場合に適用される権利の変更及び弁済方法」欄記載の権利の変更及び弁済方法（第３章第１節）に従うものとし、新たに確定した更生担保権についての権利の変更後の債権額から、当該未確定更生担保権を有する債権者が有していた権利変更前の一般更生債権（当該未確定更生担保権にかかる担保権の被担保債権に限る。）のうち新たに確定した更生担保権額と同額の確定債権額に対する既払いの弁済額を控除した残額を弁済するものとする。但し、既に弁済期が経過した分割金の未払額がある場合には、その金額を、確定後最初に到来する弁済期に加算して弁済する。この場合、当該未確定更生担保権を有する債権者が有していた権利変更前の一般更生債権（当該未確定更生担保権にかかる担保権の被担保債権に限る。）の確定債権額は、新たに確定した更生担保権額と同額について更生計画認可決定時に遡って減額されたものとみなし、減額後27の確定債権額について第３章第３節の定めを適用するものとし、減額された確定債権額についての既払いの弁済額については、前記のとおり新たに確定した更生担保権についての弁済額の算定において精算するものとする。

２　未確定更生債権

別表10―２「未確定更生債権一覧表」記載の未確定更生債権が確定したときは、確定した債権の性質及び金額に応じて第３章第２節２又は同章第３節２の定めを適用し、既に弁済期が経過していた分割金の未払額がある場合は、その金額を、確定後最初に到来する弁済期に加算して弁済する。

なお、別表10―２「未確定更生債権一覧表」整理番号49記載の未確定更生債権については、以下のとおりとする。

①　従前の共同事業契約所定の更生会社が弁済を行うべき事由が発生しない限り、更生計画による弁済を行わない。

平成27年３月末日までに、従前の共同事業契約所定の更生会社が弁済を行うべき事由が発生しなかった場合には、その全額について平成27年３月末日に免除を受ける。

②　平成27年３月末日までに、従前の共同事業契約所定の事由が発生した場合、その対象となる債権について、第３章第３節２⑴を適用する。なお、同⑴の適用において、当該債権者が他の一般更生債権を有している場合には、弁済の対象となる債権を合算した後の債権を基準に行われるものとする。

更生手続開始決定日以降の利息・損害金の免除を受けた後の確定債権の50万円以下の部分に対する弁済は、同⑴③及び⑤記載の弁済日のうち、従前の共同事業契約所定の事由発生後に最初に到来する弁済日に弁済するものとし、更生手続開始決定日以降の利息・損害金の免除を受けた後の確定債権の50万円超の部分に対する弁済については、同⑴③及び⑤により定められている全５回の弁済日のうち、従前の共同事業契約所定の事由発生後に最初に到来する弁済日から第５回目の弁済予定日までの弁済回数を以て、免除後の確定債権の50万円超の部分の債権額を除した金額を毎回の弁済額として、従前の共同事業契約所定の事由発生後に最初に到来する弁済日から最終弁済日まで、毎年各弁済日までに分割弁済する。なお、同⑴①の免除の効果は、従前の契約所定の事由発生時か更生計画認可決定時の何れか遅く到来したときに生じるものとする。

第５章　担保権の措置等

第１節　担保権の措置

１　存続する担保権

⑴　不動産にかかる担保権

①　別表11―１乃至別表11―５「存続する担保権一覧表」記載の各担保権は、更生計画認可決定以後も各表の「新しい債権額」欄記載の額の限度で従前の順位により存続し、各表の根抵当権が担保すべき元本は、更生計画認可決定時に同欄記載の額に確定する。

②　前記①の各表記載の根抵当権者は、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、当該根抵当権元本確定登記に必要な一切の書類を管財人に交付する。

③　前記①の各表記載の担保権者は、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、債権額又は極度額を同表の「新しい債権額」欄記載の額に減額するための変更登記手続に必要な一切の書類を管財人に交付する。

④　別表11―１乃至別表11―５及び別表11―８乃至別表11―11「存続する担保権一覧表」記載の各担保権は、被担保債権である権利の変更後の更生担保権が完済されたときに消滅する。

⑤　前記④にかかわらず、別表11―１乃至別表11―５及び別表11―８乃至別表11―11「存続する担保権一覧表」記載の各担保権は、当該担保権の目的である不動産を管財人が売却その他の処分をすることについて裁判所の許可を得たとき、担保権者が担保権を放棄したとき、又は、担保権者が当該不動産を代物弁済により譲り受けたときに消滅する。

⑥　前記④又は⑤により消滅した担保権の担保権者は、速やかに当該担保権の設定登記の抹消登記手続をするものとし、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、当該担保権設定登記の抹消登記手続に必要な一切の書類を管財人に対し交付しなければならない。なお、管財人が前記②の元本確定登記手続及び③の変更登記手続を省略し、担保権の抹消登記手続をすることを妨げない。消滅する担保権が商事留置権である場合は、当該担保権者は速やかに当該不動産（当該不動産の利用等に必要な書類等を含む。）を管財人に引き渡さなければならない。

⑵　預金にかかる担保権

①　別表11―６「存続する担保権一覧表」記載の質権（以下、本項において「本件預金質権」という。）は、更生計画認可決定後も同表の「新しい債権額」欄記載の額の限度で存続する。

②　本件預金質権は、管財人が担保権の放棄を受けたとき、又は、被担保債権たる更生担保権全額を弁済したときに消滅し、この場合、当該本件預金質権の担保権者は、直ちに当該本件預金質権を解除する手続をしなければならない。

⑶　リース物件にかかる担保権

①　別表11―７「存続する担保権一覧表」記載のリースについては、別表11―７の「担保権の目的物の表示」欄記載のリース物件にかかるリース契約の期間満了日（更生計画認可決定日までにリース期間が満了した場合は、更生計画認可決定日から１ケ月経過した日。以下、本項において「リース期間満了日」という。）までは、別表11―７の「新しい債権額」欄記載の金額の限度で担保権として存続し、当該リース物件の所有権は当該担保権者に帰属し、管財人又は更生会社は引き続き当該リース物件を使用することが出来る。

②　当該担保権者は、リース期間満了日において、管財人又は更生会社から約定に基づく当該リース物件の買取申出等のない限り、当該担保権者の責任と費用負担において当該リース物件を引き揚げなければならない。

③　リース物件について、第３章第１節７⑵の定めに基づく弁済が完了したときは、当該担保権者は、管財人又は更生会社の同意を得て当該リース物件の所有権放棄をすることが出来る。

第明治三十三種郵便物認可